

令和6年度

教育・保育重点目標及び関係機関
に対する指示事項

島本町教育委員会

Ⅲ 社会教育と生涯学習の推進

【1】青少年健全育成の推進

《本年度の目標（具体的な取組内容）》

- (1) 青少年関係の各事業において、参加者が人権問題を身近に捉えることができるような事業となるよう、運営全般において工夫し、生涯学習における人権教育の推進に努める。
- (2) 青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、学習機会の提供や体験活動を推進するとともに、青少年活動の活性化を図るため、関係団体の支援に努める。
- (3) 地域や関係機関と連携しながら、青少年の非行防止に努める。

【本年度の指示事項】

- (1) 講師と事業の趣旨を共有しながら、事業参加者が人権意識を育むことができるような内容や教材づくりに努めること。
- (2) 事業実施の際には、これまでの取組で得た意見などを検証し、事業内容の工夫・改善に努めること。また、子どもが参加しやすい魅力のある事業や、成長とともに行動範囲や人間関係が広がっていく中高生にも参加しやすい事業を実施すること。
- (3) 関係機関と連携しながら啓発や防犯活動を実施すること。

《関連する取組（本年度の施策や事業）》

- 青少年人権教育事業の開催
 - ・親子体験学習
 - ・手話教室
 - ・アート教室
 - ・書道教室
 - ・学習支援の場
- 青少年指導員協議会主管事業の開催
 - ・青少年健全育成大会
 - ・夜間パトロール
 - ・青少年指導員協議会研修会
- 俳句大会の開催（中高生対象）
- 「二十歳のつどい」の開催

令和6年度 島本町青少年指導員協議会 活動計画(案)

月	開催日		事業名称	場所
4				
5				
6			大阪府青少年指導員連絡協議会総会・表彰式	大阪市内
			青少年指導員だより(広報紙)デジタル版作成	—
7			三島ブロック青少年指導員連絡協議会第1回役員会	吹田市内
	23日	(火)	青少年指導員協議会夏期夜間パトロール	町内各所
8	3日	(土)	島本夏まつりパトロール	夏まつり会場及び周辺
			大阪府青少年指導員連絡協議会第1回研修会	大阪市内
9			島本町青少年指導員協議会研修会(一般の方対象)	ふれあいセンター
10				
11	1日	(金)	広報しまもとの特集記事発行	—
			「こども110番の家」運動の旗交換(11月1日から11月30日)	町内
12			青少年健全育成大会前日準備	ふれあいセンター
			青少年健全育成大会	ふれあいセンター
1	13日	(月・祝)	「二十歳のつどい」会場周辺警備等	ふれあいセンター
2			三島ブロック青少年指導員連絡協議会研修会	吹田市内
3			大阪府青少年指導員連絡協議会第2回研修会	大阪市内
			三島ブロック青少年指導員連絡協議会第2回役員会	吹田市内

※ 原則、毎月第4火曜日に青少年指導員協議会を開催。(年間12回)

※ 「こども110番の家」運動推進会議等へ各担当者が参加。

※ 町立中学校参観見学は11月に各自で対応する。

※ その他、各種事業等実施に伴う調整等

令和6年度島本町青少年健全育成大会企画書

【目的】 青少年による青少年のための青少年健全育成大会ということで、町内中・高校生の文化部等（主にダンス部）の日頃の活動を披露する機会を設け、子どもたちが中・高校生の文化部等（主にダンス部）の日頃の活動を体験することで、町内中・高校生と子どもたちがお互いに貴重な体験が出来ることを目的とする。

【テーマ】 町内中高生を中心に、町内の子どもたちとみんなと一緒に踊りましょう

【内容】 大阪青凌高等学校の生徒に曲目を考えてもらい、当日、町内中学校・高等学校のダンス部の生徒にダンスを披露してもらい、その後、その中のサビの部分について、主に小学生以下の児童たちがグループに分かれて、町内中学校・高等学校のダンス部の生徒に教えてもらい、最後に、皆で通してダンスを踊ってみる。

【日時】 令和6年度中の土日祝のいずれかの午前9時から午後4時ぐらいまでの間
（日時は要相談）

【場所】 ふれあいセンター 1階 ケリヤホール（場所は要相談）

【資料4】

令和6年度憲法記念日知事表彰式典について

島本町内定者

久保 敏・花田 純子・中川 美香子・藤原 真理

憲法記念日知事表彰式典

1. 式典開催日時

令和6年5月7日(火) 午前10時30分(予定)

2. 式典会場

大阪国際会議場

参加 久保 敏・花田 純子・中川 美香子

不参加 藤原 真理

各ブロック青少年指導員連絡協議会会長 様

大阪府青少年指導員連絡協議会会長

令和6年度大阪府青少年指導員連絡協議会表彰被表彰者の推薦について（依頼）

標記について、「大阪府青少年指導員連絡協議会表彰規程」及び「各ブロック表彰推薦枠について（平成9年3月27日役員会決定事項）」に基づき、貴ブロックにおける候補者を選考の上、別紙様式によりご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、表彰式につきましては、令和6年度大阪府青少年指導員連絡協議会総会において行う予定としています。

記

- 1 提出書類 推薦書（別添様式）
- 2 提出期限 令和6年5月10日（金）必着

【提出先・担当】

（大阪府青少年指導員連絡協議会事務局）
大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課
非行防止対策グループ 荻田
Tel 06-6944-9152（ダイヤル）
Fax 06-6941-7679

三島ブロック青少年指導員連絡協議会 各種ローテーション表

- ・三島ブロック会長担当(大阪府青指協役員、三島ブロック研修会担当等)
- ・大阪府理事職担当(大阪府青指協役員)

なお、三島ブロックの会長市町が、大阪府青指協会長職を務めることになった場合は、原則、三島ブロックの前会長市町が大阪府のその他役員の職に就くこととする。

年度	29	30	R1	2	3	4
三島ブロック会長市町	高槻市	高槻市	茨木市	茨木市	摂津市	摂津市
大阪府理事市町	高槻市	高槻市	茨木市	茨木市	摂津市	摂津市

年度	5	6	7	8	9	10
三島ブロック会長市町	吹田市	吹田市	島本町	島本町	高槻市	高槻市
大阪府理事市町						
大阪府副会長市町			島本町	島本町	高槻市	高槻市
大阪府会計市町	吹田市	吹田市				
大阪府監事市町			吹田市	吹田市	島本町	島本町

※ 平成29～令和4年度については、三島ブロック会長市町のみが理事となる予定。

- ・大阪府青少年指導員連絡協議会会長表彰
ブロックより4名推薦(大阪府青指協会長表彰規定による)
※茨木市・摂津市・島本町でローテーション

年度	吹田市	高槻市	茨木市	摂津市	島本町
29	○	○	○		○
30	○	○		○	○
R1	○	○	○	○	
2	○	○	○		○
3	○	○		○	○
4	○	○	○	○	
5	○	○	○		○
6	○	○		○	○
7	○	○	○	○	
8	○	○	○		○
9	○	○		○	○
10	○	○	○	○	

現 行	改 正 案
<p>三島ブロック青少年指導員連絡協議会則</p> <p>(目的) 第1条 本会は、三島ブロックにおける市町の青少年指導員会（以下「指導員会」という。）相互の連絡協調及び青少年指導員活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び組織) 第2条 本会は、三島ブロック青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町の4市1町をもって組織する。</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)指導員会相互の連絡及び情報交換に関すること。 (2)関係機関及び関係団体との連絡・提携に関すること。 (3)青少年指導員についての研究協調と指導員相互の資質の向上に関すること。 (4)その他協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(役員) 第4条 協議会に次の役員をおく。 会 長 1名 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに会計事務を執行する。</p>	<p>三島ブロック青少年指導員連絡協議会則</p> <p>(目的) 第1条 本会は、三島ブロックにおける市町の青少年指導員会、<u>青少年指導員協議会又は青少年指導員連絡協議会</u>（以下「指導員会」という。）相互の連絡協調及び青少年指導員活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(名称及び組織) 第2条 本会は、三島ブロック青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町の4市1町の<u>指導員会</u>をもって組織する。</p> <p>(所在地) 第3条 本会の所在地は、<u>会長市町を務める市町の担当窓口とする。</u></p> <p>(事業) 第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1)指導員会相互の連絡及び情報交換に関すること。 (2)関係機関及び関係団体との連絡・提携に関すること。 (3)青少年指導員についての研究協調と指導員相互の資質の向上に関すること。 (4)その他協議会の目的を達成するために必要な活動</p> <p>(役員) 第5条 協議会に次の役員をおく。 会 長 1名 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理するとともに会計事務を執行する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(役員の選任) 第5条 役員は、協議会会長担当ローテーションに基づいて選任する。</p> <p>(役員の任期) 第6条 役員の任期は2年とする。</p> <p>(総会) 第7条 協議会の総会は、委員の過半数以上をもって成立するものとする。 2 総会は会長が招集し、会議の議長は、出席委員の中から推薦により会長が選出する。 3 会議の決定事項は、その会議に出席した全員の同意をもって決することを本旨とするが、やむを得ない場合は、出席者の過半数をもって決するものとする。 ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。</p> <p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、三島ブロック青少年指導員連絡協議会事務局主管課において行う。</p>	<p>(役員の選任) 第6条 役員は、協議会会長担当ローテーションに基づいて選任する。</p> <p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とする。</p> <p>(会議) 第8条 協議会の会議は次のとおりとし、会長がこれを招集する。 <u>(1)総会</u> <u>(2)役員会</u></p> <p>(総会) 第9条 協議会の総会は、委員の過半数以上をもって成立するものとする。 2 総会の議長は、出席委員の中から推薦により会長が選出する。 3 会議の決定事項は、その会議に出席した全員の同意をもって決することを本旨とするが、やむを得ない場合は、出席者の過半数をもって決するものとする。 ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。</p> <p>(役員会) 第10条 協議会の役員会は、必要に応じて開く。 2 役員会は、本会の運営上必要な事項を協議する。 3 会議の決定事項は、その会議に出席した全員の同意をもって決することを本旨とするが、やむを得ない場合は、出席者の過半数をもって決するものとする。 ただし、可否同数の場合は、会長の決するところとする。</p> <p>(庶務) 第11条 協議会の庶務は、三島ブロック青少年指導員連絡協議会事務局主管課において行う。</p>

三島ブロック青少年指導員連絡協議会則 現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(会計) <u>第9条</u> 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 2 本会の経費は、大阪府青少年指導員連絡協議会補助金その他の収入をもってあ る。</p> <p>(雑則) <u>第10条</u> 本規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 本規約は、昭和57年7月29日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、昭和58年6月2日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、昭和59年7月19日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成4年5月19日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成7年4月20日から実施し、平成7年4月1日から適用する。</p>	<p>(会計) <u>第12条</u> 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 2 本会の経費は、大阪府青少年指導員連絡協議会補助金その他の収入をもってあ る。</p> <p>(会則の変更) <u>第13条</u> この会則の変更は、<u>会議において行うものとする。</u></p> <p>(雑則) <u>第14条</u> 本規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則 本規約は、昭和57年7月29日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、昭和58年6月2日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、昭和59年7月19日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成4年5月19日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成7年4月20日から実施し、平成7年4月1日から適用する。</p>

三島ブロック青少年指導員連絡協議会則 現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	改 正 案
<p>附 則 本規約は、平成12年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成15年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成29年10月1日から実施する。</p>	<p>附 則 本規約は、平成12年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成15年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 本規約は、平成29年10月1日から実施する。</p> <p><u>附 則</u> <u>本規約は、令和6年4月1日から実施する。</u></p>	

少年非行・被害防止強調月間に合わせた取り組み（案）

名称	大阪府青少年指導員連絡協議会 少年非行・被害防止活動強調月間
期間	7月及び8月の2か月 上記期間内で各市町村で適切な日程を設定し、活動を実施。
内容	少年非行・被害防止等青少年の健全育成のため、以下のような活動を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や市町村のおまつり、校区内や繁華街等でのパトロール ・街頭啓発やポスター掲示等による、啓発活動 ・その他イベントやあいさつ運動等 <p>※従来より市町村指導員会で実施していた活動や、他団体との共同実施でも可。</p>
スローガン	

<決定後の流れ>

令和6年度事業計画に「大阪府青少年指導員連絡協議会 少年非行・被害防止活動強調月間」として反映する。

令和6年度事業計画は、令和6年6月に開催予定の総会にて議決を行う。

令和6年度の実施が難しい市町村については、令和7年度での実施、検討を進める。

各ブロック意見とりまとめ ①実施期間について

豊能	<ul style="list-style-type: none"> ・7月～8月の2か月間（池田市） ・毎年、7月に駅前で、青少年補導員が啓発活動をしています。（箕面市） ・町内では7月8月に「なつまつり」が各地域で夜間に開催されるので7月8月のうち一日であれば取り組める。（豊能町）
三島	<ul style="list-style-type: none"> ・7月中のどこか1日を希望 （理由：7月には多くの地域で行事運営や校区巡回パトロール等があり、週間単位での取組みは難しい。1日単位での実施を希望する。） ・啓発についての情報共有等の活動であれば、年間を通じて可能だが、活動については7月中に行いたい。なお、期間中は府の取組としての位置付けとする事は可能である。 ・ひと月に限定した期間であれば取り組めると考えます。 ・7月～8月の間、その内10日間ぐらい。
北河内	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生1年生初めての夏休み初日は子ども達が開放的になるケースが多い、月の下旬20日以降
中河内	<ul style="list-style-type: none"> ・1か月から2か月くらいの期間で、各地区で日にちを決めて啓発活動を行うと実施しやすいです。強化月間等のPRは統一したポスターの作成や、のぼりの設置等が効果的かと考えます。（八尾市） ・7月が外せないのであれば、せめて夏休み中（7～8月）にしていただければ、いくつかの地区で取り組めると思います。本市では11月を青少年健全育成強調月間として様々な取り組みを行っているため、7月にも全市的に取り組むことは困難です。（東大阪市） ・7～8月の期間で、実施するという事でえあれば取り組みやすいと考えます。（柏原市）
南河内	<ul style="list-style-type: none"> ・強化月間月間内で設定のうち1日（2時間程度） ・夏休み期間がいいと思うので7・8月を活動期間としてはどうか。
泉北	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にいつでも可能（泉大津市） ・前後約1か月程度（高石市） ・7月の市全体のイベントに合わせて活動可能（堺市） ・月に1～2回程度（忠岡町）
泉南	<ul style="list-style-type: none"> ・取組内容による。 自分たちの活動が多いので、「7月中のどこかの日程で」など自由度が高い方が良いと思われる。 巡回パトロールであれば随時（少なくとも毎月）、各校区で行っているため、年中取り組めるということになる。啓発物品の配布も随時行える。（岸和田市） ・貝塚市では、本庁1階の交流スペースを活用して、啓発活動（パネル展示や啓発グッズの配布）を行っていますので、1か月くらいが啓発期間として、良いかなと考えます。（貝塚市） ・7～9月（本市としましては、この期間に、市や各校区単位で下記のとりのくみを行っているため）（泉佐野市） ・7月から8月中旬の夏休み期間中に2～3日程度。（熊取町） ・現状と同じように1か月ほどあれば十分取り組めると思います。（泉南市） ・7月～8月夏季休業期間（阪南市） ・仕事をされている指導員がほとんどのため、1日の単発活動であれば望ましい。（岬町） ・現状と同じように1か月程度あれば取り組めると考える。（田尻町）

各ブロック意見とりまとめ ②実施内容について

豊能	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り開催日に開催地の小学校区の青少年指導員が会場内及び周辺のパトロールを実施 阪急池田駅や石橋駅で街頭啓発活動(SNSによる被害防止、薬物乱用防止など) ⇒啓発チラシやティッシュの提供を受けた い。(池田市) ・取り組み協力が困難。箕面市立青少年指導センターが少年非行・被害防止を担っており、所属の青少年補導員は、青少年指 導員連絡協議会からも3名兼職しています。青少年指導員は、毎年夏に、箕面駅前まつり、桜井駅前まつり、萱野東愛であ いまつりでパトロールをしています。(箕面市) ・従来より地域によって実施している「なつまつり」時にティッシュ配りや行事後のパトロールのようなものであれば取り組 める。(豊能町)
三島	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回パトロール (理由：本市では地域や市の祭りで巡回パトロールの実績がある。他市町でも同様の取り組みが見受けられ、府全体の取組みに 合わせる場合でも、動きを想定しやすい。) ・高槻市青少年指導員協議会として、街頭啓発や月間の情報共有等、各種取組を行っており、現在の取組を継続していき たい。なお、府の取組として市内の各種活動を位置づけることは可能である。 ・HPや広報、ポスターの掲示等の啓発であれば取り組み可能と考えます。 ・7月～8月の10日間に大阪府内の市町村が、例えば、夜間パトロールなど同事業を同期間に実施する。
北河内	<ul style="list-style-type: none"> ・今のところ各市町村従来の予定活動内に組み入れることが必要と考える(巡視、啓発、青少年対象のイベント)含む
中河内	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区へのポスターの掲示やチラシの配布依頼。当該期間における地区の見回り強化の依頼。(八尾市) ・これまで通り、各地区での市民に薬物乱用や非行防止などを呼び掛ける街頭キャンペーンや各地域の祭礼での見回りなど。 これらの取り組みは、青少年指導員単独ではなく、地区青少年対策市民推進委員会、少年補導員、スポーツ推進委員、自治会 ほかと共同で行います。(東大阪市) ・校区(夜間)パトロール、啓発物品(薬物防止等)の配布。(柏原市)
南河内	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、実施している活動であれば取り組むことが可能 ・パトロール、啓発物品配布等 ・校区巡視、まつりの巡視、あいさつ運動など ・夏休み期間であれば昼間。夜間のパトロールを繁華街や人が多い場所にて、チラシ、ティッシュ配布をおこなうなど。
泉北	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発活動 ・巡回パトロール ・児童虐待防止のオレンジリボンのように、青少年健全育成の〇〇リボンを作成、周知。 ・イベント等で啓発物品の配布
泉南	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品の配布(岸和田市) ・年間を通して取り組み(啓発活動や巡回パトロールなど)がタイトにあり、本庁1階の交流スペースを活用したパネル展示 による啓発活動を行っているため、他の取り組みは、困難であると考えます。(貝塚市) ・環境浄化活動、夜間巡視(既に行っている環境浄化活動や夜間巡視に、府全体としてのとりくみという枠組みを重ね、とり くめるのではないかと。) (泉佐野市) ・夜間パトロール、非行防止啓発活動(ティッシュ配布) (熊取町) ・ティッシュ配りやパトロールなど。(泉南市) ・夜間巡回指導、街頭啓発(阪南市) ・夜間一斉巡回など(岬町) ・啓発物品の配布や見回り活動等。(田尻町)

各市町村青少年行政主管課長 様

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課長

大阪府青少年健全育成条例の一部改正について(通知)

日ごろから、大阪府の青少年行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
この度、大阪府青少年健全育成条例の一部を下記のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

- 1 公布日 令和 6 年 3 月 27 日
- 2 施行日 令和 6 年 3 月 27 日 ほか
- 3 改正理由 刑法の改正により、性交同意年齢が 13 歳未満から 16 歳未満に引き上げられたことに伴い、青少年が水着等を着用した状態で陰部等を強調した姿態をとらせる行為に係る記録を製造し、及び販売しないように努める義務について、対象となる青少年の年齢を 13 歳未満から 16 歳未満に引き上げる等の改正を行う。
- 4 添付資料 (1) 大阪府公報 (令和 6 年 3 月 27 日・一部抜粋)
(2) 大阪府青少年健全育成条例 (改正後全文)
(3) 刑法改正等に伴う大阪府青少年健全育成条例の改正について【概要】

担 当：青少年育成グループ 井村・田中 電 話：06-6944-9150 (直通) F A X：06-6941-7679
--

大阪府条例第二十六号

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害な図書類の指定) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ一ニ (略)</p> <p>ホ <u>刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條の規定に該当する行為(以下「不同意性交等」という。)</u>その他のりよう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は屬情的な感じを与えるものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ロイ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>刑法第七十六條の規定に該当する行為(以下「不同意わいせつ行為」という。)</u></p> <p>(4) <u>不同意性交等又は不同意性交等を明らかに連想させる行為</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務) 第四十四条 (略)</p> <p>一 <u>不同意わいせつ行為、不同意性交等又は刑法第七十九條の規定に該当する行為</u></p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 <u>十六歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</u></p> <p>七 <u>十六歳以上十八歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(有害な図書類の指定) 第十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ一ニ (略)</p> <p>ホ <u>強姦</u>その他のりよう辱行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は屬情的な感じを与えるものであること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ロイ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(子どもの性的虐待の記録に係る努力義務) 第四十四条 (略)</p> <p>一 <u>刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六條から第七十九條までの規定に該当する行為</u></p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 <u>十三歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</u></p> <p>七 <u>十三歳以上十八歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例中第十三条の改正規定は公布の日から、第四十四条の改正規定は令和六年六月一日から施行する。

刑法改正等の概要

【刑法】

○「不同意わいせつ（第176条）」及び「不同意性交等（第177条）」の成立要件の明確化・具体化及び罪名改称
 同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態となり得る行為や事由を具体化に列挙。
 強制わいせつ・強制性交等 → 不同意わいせつ・不同意性交等

↑ 条例の改正ポイント1

○性交同意年齢の引上げ（第176条第3項、第177条第3項）【13歳未満 → 16歳未満】

↑ 条例の改正ポイント2

【性犯罪の本質的な要素】
 自由な意思決定が困難な状態で
 行われた性的行為

性的行為に関する自由な意思決定の前提として以下の能力が必要（今回②を追加）

- ① 「行為の性的意味を認識する能力」を十分備えていない ⇒ 13歳未満
- ② 「行為の相手との関係で、その行為が自分に与える影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手に対処する能力」を十分備えていない ⇒ 16歳未満

【青少年健全育成条例】

○ 第39条第1項第2号と第44条第1項第7号における性犯罪等の構成要件の整合性を図るための条文の統一化

↑ 条例の改正ポイント3

青少年健全育成条例の改正ポイント

ポイント1

■ 「不同意わいせつ」及び「不同意性交等」の成立要件の明確化・具体化並びに罪名改称に伴う有書図書類の指定要件の改正等【規定整備】

<第13条(有書図書類の指定)の規定等>

1 小 強姦 → 刑法（明治40年法律第45号）第177条の規定に該当する行為（以下「不同意性交等」という。）

2 項 1 口 (3) 強姦若しくは強姦を明らかに連想させる行為又は強制わいせつ行為

→ (3) 刑法第七十六条の規定に該当する行為（以下「不同意わいせつ行為」という。）

→ (4) 不同意性交等若しくは不同意性交等を明らかに連想させる行為

ポイント2

■ 保護対象年齢を13歳未満から16歳未満へ引き上げ（努力義務）【規制対象の範囲を拡大】

<第44条第1項第6号・第7号(子どもの性的虐待に係る努力義務)の規定>

事業者及び保護者は、次の各号のいずれかに該当する青少年に対する性的虐待に係る行為の全部又は一部を視覚により確認することができず、及び販売しないよう努めなければならない。
 電磁的記録に係る記録媒体その他の物(以下「子ども」の性的虐待の記録という。)を製造し、及び販売しないよう努めなければならない。

6 13歳未満 → 16歳未満

7 13歳以上 → 16歳以上

18歳未満の青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為

ポイント3

■ 第44条第1項第7号の性的虐待に至る行為の意思の形成・決定に関する構成要件を「困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段」とし、第39条第1項第2号の性犯罪に至る行為の意思の形成・決定に関する構成要件との整合性を図る。【規定整備】

<第44条第1項第7号(子どもの性的虐待に係る努力義務)の規定>

7 13歳以上18歳未満の青少年の同意を得ず、又は当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させて
 不当な手段を用い、当該青少年が水着、下着等を着用した状態で陰部又はでん部を強調した姿態をとらせる行為
 → 困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた

<参考：第39条(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)の規定>

2 青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。